

虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

利用者の権利擁護のため、高齢者及び障害者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者及び障害者について、適切な対応を確保することで、高齢者及び障害者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

虐待に該当する行為の定義は、次のとおりとする。

1) 身体的虐待

高齢者及び障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加える又は正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者及び障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

高齢者及び障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者及び障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

高齢者及び障害者にわいせつな行為をすること、又は高齢者及び障害者をして、わいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

高齢者及び障害者の財産を不当に処分すること。その他の当該高齢者及び障害者から不当に財産上の地益を得ること。

2. 虐待防止委員会及び身体拘束等の適正化検討委員会、その他事業所内の組織に関する事項について

・事業所は、虐待防止及び身体拘束等の適正化や早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的に次のとおり虐待防止委員会及び身体拘束等の適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

・委員会は、構成員7人とし、委員長と副委員長を各1名、選出する。委員長は虐待防止及び身体拘束等の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。

3. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修について

- ・事業所は、職員が虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する基礎的な知識を身に着け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。
(虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実行化するため、研修を実施する)
- ・継続研修：年に1回以上実施する。また、新規採用には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- ・市や地域包括支援センターが行う「高齢者及び障害者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行う。
- ・研修記録：研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、研修資料とともに、記録等をファイルに綴り、保管・管理する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合、次のとおり対応する。

- ・高齢者虐待防止法に定める虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。
- ・虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど、緊急性が高い場合は、適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること。
- ・虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、委員会に速やかに報告・相談する。虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因と再発防止に努めることとする。

5. 虐待等に関する相談・報告体制について

- ・相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先し、柔軟に対応する。
- ・相談・報告を受けた場合は、担当者は速やかに委員会に報告し、適時委員会を開催する。

6. 成年後見人制度の利用支援について

- ・事業所は、利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度等について説明し、必要に応じて社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法について

- ・事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。
- ・苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。
- ・苦情受付担当者は管理者に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。
- ・管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないように相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

8. 利用者に対する指針の閲覧について

- ・事業所は、本指針を利用者等が、いつでも閲覧できるように文書の掲示やホームページ等での公表を行う。

9. その他 虐待の防止及び身体拘束等の適正化の推進について

- ・事業所は、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する情報に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- ・職員が擁護者による虐待及び身体拘束等を発見した場合又は担当者が擁護者による虐待及び身体拘束等に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。
- ・事業者は、虐待及び身体拘束等が発生した場合に、早期に発見できるよう以下の取組みを実施する。
 - ①利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるように努める。
 - ②虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には市町村に通報を行う。
 - ③事業所は、虐待及び身体拘束等を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けることがないように、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - ④本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。